

受動喫煙をなくすため「改正健康増進法」が全面施行

なくそう！受動喫煙による健康被害

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。一部施行により元年7月から学校や病院、行政機関の庁舎などで原則敷地内禁煙に、全面施行により2年4月から飲食店や事業所、宿泊施設など多くの施設の屋内が原則禁煙となりました。



受動喫煙による健康被害の状況

たばこの煙には、喫煙者が吸い込む「主流煙」、喫煙者が吐き出した「呼出煙」、たばこから立ち上る「副流煙」があります。たばこを吸わない人が、
副流煙 空気中に漂う呼出煙や副流煙を吸ってしまうことを受動喫煙といいます。副流煙には、主流煙よりも発がん性物質などの有害物質が多く含まれ、健康に重大な影響を及ぼしています。



受動喫煙による「病気になるリスク」



年間約1万5千人が上記の疾患で死亡。受動喫煙がなければ亡くならなかったと考えられています。

改正健康増進法の主なポイント

ポイント① 屋内原則禁煙



飲食店などの施設や電車は原則禁煙になります。違反すると罰則の対象となることがあります。ただし、喫煙室での喫煙は認められます。

ポイント② 20歳未満の立入禁止



20歳未満の人は、喫煙エリアへの立ち入りが禁止になります。アルバイトで働く場合でも入ることはできません。

ポイント③ 標識掲示が義務付け



喫煙可能な設備を持った施設には定められた標識の掲示が義務付けられます。左の標識の他にも、喫煙・禁煙に関する標識が複数あります。

一人一人がルールを守って、望まない受動喫煙を防ぎ、健康被害をなくしましょう。

■問い合わせ先

健康福祉課健康推進係 (☎・内線1092)

この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

♪フェイシャルサロン月2回、メナード♪

あなたのキレイを全力でサポートします!!

スタンダードコース(イルネージュ使用)
ビジター価格6,600円(税込)を

初回お試しのみ

50分

2,200円(税込)

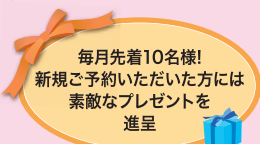


メナードフェイシャルサロン大更

営業時間/9:30~19:30(最終受付18:00) 定休日/第3日曜日

〒028-7111 八幡平市大更26-73-4 サンハイツ201

TEL.080-5224-9904 (佐藤)



毎月先着10名様!
新規ご予約いただいた方には
素敵なプレゼントを
進呈

※当コースは、エステで使用する化粧品、並びにホームケア化粧品ののご案内を目的としています。 2台完備

